

2024年度 事業計画

(2024. 4. 1 ~ 2025. 3. 31)

一般財団法人 少林寺拳法連盟

目 次

I 総論

1. 少林寺拳法の普及及び指導（組織運営、ガバナンス（組織統治）の徹底）
2. 少林寺拳法における指導者の養成
3. 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導者の派遣
4. 個人又は団体会員の承認に関すること
5. 会員に対する指導、助言
6. 少林寺拳法に関する調査、研究
7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行
8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
9. その他当法人の目的を達成する為に必要な事業

II 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

- 【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- 【2】中高大学生合宿
- 【3】学生少林寺拳法連盟委員長研修会
- 【4】中学校保健体育における武道授業推進活動

2. 指導者の養成

- 【1】支部長研修会
- 【2】支部長資格認定研修会
- 【3】全国指導者研修会
- 【4】学生指導者研修会
- 【5】全国中学校武道授業推進 支援体制強化研修会
- 【6】学校指導者講習会（兼 支部長研修会）
- 【7】立合評価法研修会<立合評価法審判公認ライセンス研修会>

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣に関する事業

- 【1】少林寺拳法全国大会
- 【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

【3】全国高等学校少林寺拳法大会

(兼 令和6年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会)

【4】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

【5】全国中学生少林寺拳法大会

【6】各種大会

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導・指導技術に関する調査・研究

6. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

【2】出版その他

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】関係諸団体との連携

【2】地域社会での協力

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】新春行事（少林寺拳法グループ）

【2】宗道臣デー（月間）

【3】コーチング指導者育成コース

【4】ガバナンスの確保

【5】日中交流及び国際交流事業

【6】理事会

【7】評議員会

【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議

【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

【10】事業課活動の拡充

I 総論

当法人の中心に位置するのは、自己確立、自他共楽の精神である。

当法人の基本理念（方向性）：「半ばは自己の幸せを 半ばは他人（ひと）の幸せを」の信念を持って行動できる「人づくり」を普及し、物心両面の幸福と平和で豊かな社会づくりに貢献する。

当法人の経営理念（運営）：「人として何が正しいか」を自らに問い、判断決断し行動すること。そして「半ばは自己の幸せを 半ばは他人の幸せを」の理念を基に、協力関係をつくり活動する。

当法人の目的（定款より）：当法人は、少林寺拳法の統括団体として、少林寺拳法創始者宗道臣が創始した少林寺拳法の普及、振興を図り、もって国民の健康な心身の発達及び公益の増進に寄与することを目的とする。

これら当法人の存在意義は、当法人が社会貢献のために存在し、社会のため、国民のために何ができるのかを常に模索し、活動し、成果を出すことにある。よって、当法人が上記理念、目的のもと実施する事業は、すべからく、その活動を通じた全国に向けての人づくりの行として、少林寺拳法の振興普及と一般社会の公共の益のためにあり、当法人の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 少林寺拳法の普及及び指導（組織運営、ガバナンス（組織統治）の徹底）

- (1) 都道府県連盟・各連盟理事長会議（対面）
- (2) 地区別理事長懇談会（オンライン）
- (3) 評議員会
- (4) 各種委員会
- (5) その他

2. 少林寺拳法における指導者の養成

- (1) 理事長研修会
- (2) 支部長研修会
- (3) 支部長資格認定研修会
- (4) 学生指導者研修会
- (5) 地域社会少林寺拳法指導者研修会（日本武道館主催）
- (6) 地方青少年武道錬成大会＜小中学生対象＞（日本武道館主催）

- (7) 全国少林寺拳法指導者研修会（日本武道館主催）
- (8) 立合評価法研修会＜立合評価法審判公認ライセンス研修会＞
（立合評価法普及プロジェクト）

3. 少林寺拳法に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導者の派遣

【各種大会】

- (1) 少林寺拳法全国大会
- (2) 全国高等学校少林寺拳法大会（インターハイ）
- (3) 全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会
- (4) 全国中学生少林寺拳法大会
- (5) 全国高等学校少林寺拳法選抜大会
- (6) 少林寺拳法全日本学生大会（当法人協力大会）
- (7) 各種大会

【講習会／研修会】

- (1) 新入社員研修受入れ
- (2) 拳理体感講習会
- (3) 教職員セミナー
- (4) 学生連盟委員長研修会
- (5) 大学少林寺拳法部連盟本部合宿
- (6) 中高大学生合宿
- (7) 中学校武道必修化研修会（スポーツ庁委託事業）
- (8) その他

4. 個人又は団体会員の承認に関すること

賛助会員制度の充実

5. 会員に対する指導、助言

- (1) コンプライアンス研修、指導、周知等
- (2) ガバナンスの強化
- (3) 各種講習会の実施

6. 少林寺拳法に関する調査、研究

- (1) 武道学会事業の推進

- (2) 日本武道学会 日本武道学会少林寺拳法専門分科会への協力・サポート
- (3) 日本武道学会 中四国支部の運営サポート
- (4) 中学校武道授業指導法研究事業（日本武道館共催）

7. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

- (1) 会報発行（部内情報誌／季刊号／年4回発行）
- (2) 技術／教えのDVD発売（部内教材として）
- (3) 他誌への執筆協力及び発行
- (4) ウェブサイトでの周知、発信
- (5) SNS発信
- (6) 各メディア、取材協力

8. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

- (1) 日本武道協議会に関する事業
- (2) 地域活動との融合
- (3) 当法人の理念に基づいた部外講演（演武披露含む）

9. その他当法人の目的を達成する為に必要な事業

- (1) 宗道臣デー月間
- (2) 公益財団法人日本武道館共催事業
- (3) コーチング指導者育成コース
- (4) 中学生に対する運動の機会の提供（中学校運動部活動の地域移行を含む）
- (5) 他の公益法人等への寄付
- (6) 他の公益法人との合同事業
- (7) ガバナンスに基づく事業（都道府県連盟、各連盟における規程、運営細則等の改正）

Ⅱ 各事業計画及び事業内容

1. 少林寺拳法の普及及び指導に関する事業

以下の事業において、昨年度の重点課題を含めながら、企画実行を行う。

【1】大学少林寺拳法部連盟本部合宿

- | | | | | | | | |
|---|--------|--|----|-------|----------|---|----------|
| 1 | 期 日 | 春季 | A週 | 2025年 | 2月19日(水) | ～ | 2月21日(金) |
| | | | B週 | 〃 | 2月26日(水) | ～ | 2月28日(金) |
| | | | C週 | 〃 | 3月4日(火) | ～ | 3月6日(木) |
| | | | D週 | 〃 | 3月11日(火) | ～ | 3月13日(木) |
| 2 | 目 的 | 少林寺拳法の技法や仲間との交流を楽しみながら、少林寺拳法が目指す5つの人づくり像を指導し、自分も他人も大切にしながら、生きる力を身につける。 | | | | | |
| 3 | 対 象 | ・大学少林寺拳法部所属の個人会員
・18歳以上の個人会員（高校生除く） | | | | | |
| 4 | 内 容 | (1) 会長講話
(2) 各種講義
(3) 技術修練
(4) 学科学習
(5) 鎮魂行
(6) 作務
(7) その他
・コンプライアンス研修
・討議（学年別 他） | | | | | |
| 5 | 募集方法 | (1) お知らせ画面
(2) 各大学学生代表者（主将）宛メール
(3) 各大学所属長（監督）宛メール
(4) 18歳以上の個人会員宛メール
(5) 近年未参加校への参加催促メール
(6) 会報、ウェブサイト、Facebookなどの広報媒体での案内 | | | | | |
| 6 | 目標参加人数 | 1,200名 | | | | | |

【2】中高大学生合宿

- | | | | | | | |
|---|-----|--|--|---------|---|---------|
| 1 | 期 日 | 2024年 | | 8月7日(水) | ～ | 8月9日(金) |
| 2 | 目 的 | 少林寺拳法の技法修練を通じて学校を超えた交流を図るとともに、人づくりを主眼として学域の年長者が年少者を指導し導くことで、進学を見越したイメージを醸成させる。その中で、少林寺拳法が目指す5つの人づくり像を指導し、成功体験を通した生きる力に結び付ける。 | | | | |
| 3 | 対 象 | ・中学校・高校・大学少林寺拳法部所属の個人会員
・12歳（中学生）～24歳（大学生）の個人会員
・上記対象者から紹介のある一般の生徒や学生
上記のどれかの項目が当てはまると共に、将来や現在、教育や福祉、多様 | | | | |

- な子どもたちへの指導に興味のある個人会員。
- 4 内 容 (1) 会長講義
(2) 各種講義
(3) 技術修練
(4) 学科学習 (討議)
(5) 鎮魂行
(6) 作務
(7) その他
・コンプライアンス講義の実施
- 5 募集方法 (1) お知らせ画面
(2) 中学校、高校、大学少林寺拳法部 (主将、所属長) 宛メール
(3) 12歳 (中学生) 以上の個人会員宛メール
(4) 会報、ウェブサイトなどの広報媒体での案内
- 6 目標参加人数 200名

【3】学生少林寺拳法連盟委員長研修会

- 1 期 日 2024年12月18日 (水) ~ 12月20日 (金)
※学生のテストや授業の日程によって変更の可能性あり
- 2 目 的 (1) 学生連盟委員長及び役員に対して
・学生連盟役員 (公人) としての自覚を深める
・学生連盟のあり方の確認をする
・学生連盟の運営について正しい認識を持つ
・大学少林寺拳法部の普及拡大等を検討する
・会計が適切に行えているかを確認し、不備を修正すると共に、運営状態の確認を行う
・学生連盟として適切な広報を行う為の知識を身につける
(2) 当法人として
・学生連盟との関係性を深め、各地での問題に対して連携が取れるようにする
・適正な会計管理の推進
・学生連盟活動における悩み等を傾聴し、解決もしくは今後の課題とする
・学生の現状を知り、現在の学生に対する常識の更新を行う
- 3 対 象 各地区学生連盟常任委員
- 4 内 容 (1) 会長講話
(2) 各種講義
・少林寺拳法の組織について
・知的財産と広報について
・会計処理について
・本部審判委員会より
・その他
(3) 全日本学生連盟会議
(4) 各地区会計監査

(5) その他

- ・コンプライアンス研修

【4】中学校保健体育における武道授業推進活動

- 1 目 的 日本を未来を担う成長多感な中学生を対象に、少林寺拳法を知って親しんで普及に繋げるため。
- 2 目 標 創始80周年（2027年）までに現在実施校全国で100校の採択を目指す。
(1都道府県当たり2校以上)
- 3 方 法 採択校増加に向けた取り組み
- (1) 指導法研究事業の開催（公益財団法人日本武道館共催）
全国指導者研修会や全国支援体制強化研修会に向けた研究事業を行う。
 - (2) 全国指導者研修会の開催（公益財団法人日本武道館共催）
保健体育科教員、外部指導者に少林寺拳法授業指導者研修を行う。
 - (3) 全国中学校武道推進 支援体制強化研修会の開催
 - ・各都道府県推進委員等を対象に中学校武道推進の基礎情報から授業体験、採択までのアクションプランを含めた研修を行う。
 - ・具体的には、地域コーディネーター（中学校武道推進委員）の資質向上とその役割の理解として、中学校武道必修化の意義と採択の手順、採択時の運営について理解をいただき、推進を県内に呼びかけていただく。
 - ・行政等、外部団体（都道府県推進委員が教育委員会、学校等）から要請があった時、採択に向けてのコーディネートが出来るようにする。
 - (4) 地域支援体制の強化（モデル推進事業等の取り組み）
 - ・当法人と各都道府県連盟とでアクションプランや目標設定を共有したり、当法人は各都道府県連盟の要望に応じてスターターセットの共有をすることで連携を強化し、採択実現に向けた具体的な方法の提示や意見交換を行う。
 - ・各都道府県連盟においては中学校保健体育における武道授業の指導者リストの作成、採択校の最新情報の共有、外部指導者派遣体制の構築を行う。指導者リストは地域で管理する。（毎年度の役職者報告書にて推進委員を報告する）
 - ・当法人のアンケートによる情報収集協力等、連携を強化する。
 - ・当法人では、スポーツ庁、教育委員会、日本武道館等と密な連携を図り、共催行事において効果のあるプログラムの提案や実行、その他、推進に繋がる情報交換を行う。
 - ・地域との連携においては、理事長・事務局長・都道府県推進委員等の相談に応じた支援を行う。
 - ・各都道府県連盟において、少林寺拳法授業指導者育成の研修会を開催する。（当法人の必要な支援体制を点検する）
 - ・中学校に勤務する現役の教諭、校長や教頭などの役職者にヒアリ

- ングを行い、具体的な方法を作成する。(教職員支部の活用など)
- 4 結 果 (終了後のイメージ)
- ・全国で現在実施校100校の採択を実現し、各都道府県において一定のノウハウを身に付ける。また、実施校でのアンケート調査を行い、授業の効果や結果に対して評価をし、更なる推進に努める。
 - ・各地域において少林寺拳法が知られ親しまれることで、青少年の健全育成及び近隣の道場における見学者の増加と入会希望者の増加が見込める。
- 5 そ の 他
- ・これまで製作してきた「少林寺拳法指導の手引き 三訂版」及び「日武協40th指導書(書籍、DVD)」等、その他必要に応じて新しい書籍や映像資料の作成を行う。
 - ・「中学・高校体育授業指導者資格」を発行する。

2. 指導者の養成

【1】支部長研修会

- 1 期 日 西日本 2024年 6月22日(土) ~ 6月23日(日)
東日本 2024年 6月29日(土) ~ 6月30日(日)
北海道 2024年 7月13日(土) ~ 7月14日(日)
- 2 目 的 支部長・監督として当法人の活動方針を踏まえて、支部種別に応じた現状と課題、指導者に求められることを再確認するとともに振興普及に向けた体制づくりを行う。また、支部運営及び指導スキルの向上の為の共有化を行う。
- 3 対 象 本部役員、支部長・監督、副支部長、コーチ
- 4 内 容 (1) 会長講話
(2) 当法人の活動方針について
・2024年度の重点課題について
・要望、ご意見に対する取り組みについて
(3) 支部運営、指導の在り方について
(4) 指導技術の確認(指導法と少林寺拳法の在り方の確認)
(5) 討議(取り組みの成果と課題について)
(6) その他
・コンプライアンス研修

【2】支部長資格認定研修会

- 1 期 日 2024年 9月 7日(土) ~ 9月 8日(日) 連盟本部
- 2 目 的 支部長・監督の使命と課題を明確にし、当法人の支部運営に必要な知識及び少林寺拳法の指導法の修得を目指した内容の研修により、各地における振興普及の拠点となる支部の増加とその指導者の育成を目指す。
- 3 対 象 支部・少林寺拳法部の設立・交代希望者、副支部長希望者
- 4 内 容 (1) 会長講話

- (2) 指導者の心構え、姿勢の確認
- (3) 技術の研修
- (4) 技術指導法の研修
- (5) 振興普及及び安全管理、コンプライアンスの研修
- (6) 支部・少林寺拳法部運営上の諸手続と具体的方法の研修
- (7) 面接審査
- (8) 技術審査
- (9) 各種規則・規程及び制度

【3】全国指導者研修会

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 期 日 | 2024年 9月14日(土) ～ 9月16日(月・祝) |
| 2 | 場 所 | 千葉県勝浦市(日本武道館研修センター) |
| 3 | 目 的 | 中学校武道授業の充実に向け、少林寺拳法の授業力向上に資するとともに、日本全国の少林寺拳法授業指導者を養成する |
| 4 | 主 催 | 公益財団法人日本武道館・日本武道協議会・一般財団法人少林寺拳法連盟 |
| 5 | 対 象 | 以下の(1)～(5)のいずれかの条件を満たす者
(1) 中学校、高等学校、特別支援学校の保健体育科教員で学校長が認めた者及び保健体育科を担当する指導主事
(2) 都道府県少林寺拳法連盟の推薦を受けた授業協力者(外部指導者)または各都道府県連盟の推進委員
(3) 保健体育科以外の教員
(4) 教員志望の大学生。(保健体育科以外の専攻でも可)
(5) 上記以外に、主催者が参加を認めた者 |
| 6 | 内 容 | (1) 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・中学校武道(少林寺拳法)授業で伝えたいこと ・支援体制の強化について ・コンプライアンスについて (2) 講義・実技 <ul style="list-style-type: none"> ・少林寺拳法のエッセンス(礼法、基本動作、基本となる技1) ・模擬授業「主体的・対話的で深い学び」の体験 ・特別支援学校の授業の実際 ・非認知能力を育てる指導と評価 ～少林寺拳法の授業を通して～ ・基本となる技2 ・技能の評価～グループワーク～ (3) 実習 <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク/ポスターセッション～少林寺拳法で伝えたい事 ・少林寺拳法の特徴 ・安全管理について ・演武組成、発表 (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・振り返り、質疑応答等 |

【4】学生指導者研修会

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 期 日 | 東日本 2024年 7月 7日(日) |
|---|-----|--------------------|

- 西日本 2025年 2月 9日(日)
- 2 目 的 中高大生を主に指導する指導者を対象に、学生指導に関わる内容に特化して実施し、指導力向上を図り、各地における振興普及の拠点となる支部の増加とその指導者の育成を目指す。
- 3 対 象 ・中高大生の指導現場に関わる指導者(監督・コーチ)
・指導者を志す者
- 4 内 容 (1) 会長講話
(2) 指導者の心構え、姿勢の確認
(3) 技術の研修及び指導法の確認
(4) 振興普及及び安全管理、コンプライアンスの研修
(5) 運用法(立合評価法)について

【5】全国中学校武道授業推進 支援体制強化研修会

- 1 期 日 2025年 1月(予定)
※スポーツ庁委託事業につき、毎年度予定が確定している研修会ではない。
- 2 目 的 2012年度より各都道府県2校の設置を目指し、中学校武道必修化を促進している。本研修会では、既に授業を実施した学校の採択経緯や実践事例を紹介すると共に、学校の支援体制における初動対応や計画、予想される課題や不安事項について質疑応答を行い、各地域において授業を安全かつ効果的に実施できる指導者の育成を図ることで、各地域での学校体育支援体制が強化されることを目指す。
- 3 内 容 ①実践事例報告
②授業体験・指導法体験等
③中学校武道授業の最新情報に関わる研修等
④支援体制構築・アクションプラン作成等
- 4 受講対象 都道府県連盟・各連盟の中学校武道授業推進委員(代理を認める)

【6】学校指導者講習会(兼 支部長研修会)

- 1 期 日 2024年 8月7日(水) ~ 8月9日(金)
- 2 目 的 学校指導者(特に、中学、高校)を対象に、中学生・高校生に関わる内容に特化して実施する。技術、教えを含めた学校現場で求められている指導力の向上を目指す。また、各種ハラスメントの撤廃を図り、指導者の横の連携強化を目指す。
なお、全国高体連少林寺拳法専門部との共催にすることにより、学校指導者が参加しやすい環境とする。
- 3 対 象 中学、高校の部活動指導者
中学生、高校生の指導現場に関わる指導者、コーチ及び指導者を志す者
- 4 内 容 (1) 会長講話
(2) 実技
・指導技術の確認(指導法)
・大会に向けた演武指導の確認
(3) 講義、討議
※以下は支部長研修会と同等の内容で実施する。
(4) 当法人の活動方針について

- (5) 支部運営、指導の在り方について
- (6) その他
 - ・コンプライアンス研修

【7】立合評価法研修会<立合評価法審判公認ライセンス研修会>

- 1 期 日 5月～10月（予定）
- 2 目 的 安全に楽しく運用法を上達させるため、技術上達のみならず、運用法修練と思想の繋がりも併せて指導を行う。
- 3 内 容 運用法技術の上達法、防具の着用法と使用法、立合評価法の審査方法、立合評価法審判公認ライセンス事業、他
- 4 受講対象 個人会員かつ初段以上で高校生以上である者

3. 各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催

並びに指導員の派遣に関する事業

【1】少林寺拳法全国大会

- 1 期 日 2024年11月16日（土）～ 11月17日（日）
- 2 場 所 静岡県（エコパアリーナ）
- 3 目 的 加盟団体、代表の会員が日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 主 管 静岡県少林寺拳法連盟
- 6 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員

【2】全日本少年少女武道少林寺拳法錬成大会

- 1 期 日 2024年 8月10日（土）9：50開会（予定）
- 2 場 所 東京都（日本武道館）
- 3 目 的 少年少女会員が日頃の少林寺拳法の修練の成果を発表し、共に学びあう。修練の成果を大会を通じて、共に上達することを喜びとしながら、相手と楽しみ、相手と共に輝く存在となれるようにする。
- 4 主 催 公益財団法人日本武道館、一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 後 援 スポーツ庁、日本武道協議会 他
- 6 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（小学生・中学生）

【3】全国高等学校少林寺拳法大会

（兼 令和6年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会）

- 1 期 日 2024年 7月26日（金）～ 7月28日（日）
- 2 場 所 佐賀県（佐賀市 SAGAサンライズパーク/SAGAプラザ）
- 3 目 的 個人会員（高校生）が、日頃の修練の成果を発表し、共に学びあう。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟
- 5 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生）

【4】全国高等学校少林寺拳法選抜大会

- 1 期 日 2025年 3月26日（水）～ 3月28日（金）
- 2 場 所 岡山県（岡山市総合文化体育館）
- 3 目 的 本大会は、教育活動の一環として高等学校（後期中等学校を含む）生徒に

広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟、全国高等学校体育連盟
- 5 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（高校生）

【5】全国中学生少林寺拳法大会

- 1 期 日 2024年 8月23日（金） ～ 8月25日（日）
- 2 場 所 岡山県（岡山市総合文化体育館）
- 3 目 的 全国の中学校における少林寺拳法部員及び一般財団法人少林寺拳法連盟所属生徒の親睦交流と技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、中学生の健全な精神と肉体を育成する。
- 4 主 催 一般財団法人少林寺拳法連盟
- 5 共 催 全国中学校少林寺拳法連盟
- 6 主 管 岡山県少林寺拳法連盟
- 7 対 象 一般財団法人少林寺拳法連盟の個人会員（中学生）

【6】各種大会

- 1 期 日 2024年 4月 ～ 2025年 3月
各都道府県連盟、各連盟、各地区学生連盟大会等を開催する。

4. 会員の承認及び会員に対する指導・助言

【1】理事長研修会

- 1 研 修 会 事前レポート提出による研修
- 2 目 的 当法人の下部組織である都道府県連盟・各連盟の理事長としての使命と役割の確認を通じて、連盟本部との関係強化を図り、組織として統一のとれた活動による振興普及を目指す体制づくりを行う。
- 3 対 象 都道府県連盟・各連盟理事長
- 4 内 容 (1) 都道府県連盟・各連盟理事長としての使命と役割について
(2) 当法人の下部組織として都道府県連盟・各連盟の運営の在り方について
(3) 当法人の活動方針について

5. 少林寺拳法の技術指導・学科指導・指導技術に関する調査・研究

技術解析・研究を推進し、特に指導者の技術力、技術、学科の指導力の向上を目指す。

- 1 教材・指導書・技術DVD等の企画・制作
- 2 ボディプロテクター、フェイスガードの再製作
- 3 立合評価法、審判員の育成及び全国普及活動（普及プロジェクトとして実施）
- 4 立合評価法・運用法の修練法、指導法に関する資料・DVDの企画・製作

6. 少林寺拳法に関する機関誌及び図書等の発行

【1】少林寺拳法普及の機会を広げ、支援・協力者（団体）を増やしていく

少林寺拳法の広報活動推進を積極的に図り、関係団体の拡張及び協力体制の強化に努める。

- 1 各種イベントへの参加
- 2 当法人の活動行事等に対して、マスコミ取材への協力及び有効活用を図る。
- 3 普及活動に繋がる見学・表敬訪問・研修等各種団体の受入れ
- 4 賛助会員の拡大を図る。

【2】出版その他

当法人から発信される情報を正しく会員に知らしめ、少林寺拳法に対する正しい理解と普及を図るために次の活動を行う。

- 1 『会報少林寺拳法』の刊行
- 2 一般財団法人少林寺拳法連盟ウェブサイトの運営
公益法人化に伴う、ウェブサイトリニューアルを実施予定。

7. 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流

【1】関係諸団体との連携

公益財団法人日本武道館、日本武道協議会、日本武道学会、ボーイスカウト育成会、少林寺拳法振興議員連盟、公益財団法人日本スポーツ協会等については、一財連盟の目的に沿った関係構築が必要であり、常に検証を行ってゆく。

【2】地域社会での協力

各地域において関係諸団体との協力連携を図る。宗道臣デーや各種行事を通じて積極的な地域社会との交流促進を図る。

8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

【1】新春行事（少林寺拳法グループ）

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 1 期 日 | 2025年 1月初旬～中旬 |
| 2 目 的 | 新年度の活動方針を確認し、新年を祝い、会員相互の親睦を深める。 |
| 3 対 象 | 本部委員、支部長、監督、会員、来賓 |
| 4 内 容 | 式典、新春修練会
その他一般向け催し物 |

【2】宗道臣デー（月間）

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 1 期 間 | 2024年 5月～年間 |
| 2 内 容 | 少林寺拳法の理念を、実践を通じて学び取ることを目的として、地域の状 |

況に応じた社会奉仕活動を全国的に展開する。

具体的活動内容は支部・少林寺拳法部・県連等の活動団体単位で検討する。

【3】コーチング指導者育成コース

1 目 的 本事業は、少林寺拳法の教えと教育システムに整合性を持たせた日本スポーツ協会が推奨するコーチングを活用しながら、時代に応じた指導法を共有し、少林寺拳法の価値を向上できるコーチング指導者を養成するものである。

2 制 度 (1) 日本スポーツ協会が奨励する「プレイヤーズセンタード」に基づくコーチングをベースに、少林寺拳法の教えに合致した総合コーチングを学べる以下の各種コースを運営する。

コース名	修了後	内 容
体験コーチング基礎講座	体験コース修了	年5回、平日夜間OL講座 コーチング体験講座：人を元気・やる気にさせるコツ紹介（自己肯定感UP、主体性向上） 受講料：無料
ライトコース 1年目	コーチングアンバサダー	年20回、平日夜間OL講座、レポート提出有 コーチングの基本習得：人を元気・やる気にさせるコーチングマインド・スキル修得 受講料：3万円（高・大学生：2万円）
アシストコース 2年目	コーチングトレーナー	年20回、平日夜間OL講座、スキル審査有 総合コーチング修得：個人・チームの目標達成をサポートする総合コーチング力修得 受講料：7万円（連盟会員：5万円） ※所属長特別コース：所属長（所属長資格保有者）は、アシストから受講可（但し、2～4月の期間中に、動画視聴・事前レポート提出・合格要） 所属長：ライト・アシスト7万円
プロコース 3年目	コーチングマイスター・コーチング講師	年20回、平日夜間OL講座、スキル審査有 コーチング公認講師実習コース：総合コーチングを活用した研修・講習会・講演講師養成 受講料10万円（連盟会員7万円）

(2) 地域・団体主催コーチング講演・講習会

都道府県連・各地域・団体より申請あった場合、講師派遣・開催をサポートし、指導法の紹介を行う。※派遣講師は原則2名（旅費、宿泊費+企画・資料制作費2万円）

3 広 報 (1) 会報少林寺拳法にて、本コース常設コーナーを設置する。

本コースの活動状況に紹介、講師、参加者の声を掲載する。

(2) 一般財団法人少林寺拳法連盟ホームページに、コーチングコーナーを設置する。

	項 目	内 容
1	コーチング指導者育成コース	ライト、アシスト、プロコースの案内内容、日程、受講費、参加者の声など
2	地域・団体主催コーチング講演・講習会 コーチング基礎講座の紹介	開催サポート、講師派遣案内 不特定多数、無料講座
3	コーチング指導者育成コース公認講師、 トレーナー（2ヶ年受講者）の紹介	都道府県別、顔写真、プロフィール、一言 抱負（呼びかけ）
4	コーチング関連のニュース掲載	コースや各地域開催のコーチング講習会開 催ニュース、受講者の声など

【4】ガバナンスの確保

当法人におけるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化を図る。

当法人の活動における阻害要因となるトラブル等を未然に防止し、また発生した危機に対して、最小限の被害で抑えることを目指す。

各研修会、講習会において、現在の社会常識、指導者の在り方などを踏まえた内容、危機管理プログラムを導入し、その徹底を図る。また、各都道府県連盟・各連盟、各支部に対してガバナンスの確保、コンプライアンスの強化を図る。

【5】日中交流及び国際交流事業

少林寺拳法グループが日中国交正常化以来半世紀以上にわたり継続してきた日中交流事業を一層促進し、特に人材育成と人的交流の促進に力を入れた活動を展開する。

1 交流活動

訪中団の派遣やオンラインによる交流活動を企画・実施する。

2 国内外の友好交流団体や個人との協力関係の維持・構築と情報収集

中国大使館・領事館ほか日本駐在の中国関係機関・団体や中国国内の関係機関・団体の訪日団との意見交換と情報収集を行う。

3 日中交流プロジェクト委員会によるグループの日中交流活動の企画と広報

【6】理事会

- | | |
|-------|------------------------|
| 1 期 日 | 年2回及び会長が必要と認めたとき |
| 2 対 象 | 理事 |
| 3 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他 |

【7】評議員会

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 1 期 日 | 事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合開催 |
| 2 対 象 | 評議員 |
| 3 内 容 | 事業計画、事業報告、予算・決算の審議、その他 |

【8】都道府県連盟・各連盟理事長会議

- | | |
|-------|--|
| 1 期 日 | 2024年 4月20日(土) 連盟本部(対面) |
| 2 目 的 | 「会長の意思、組織の決定事項等の伝達、各連盟間の意思疎通、情報交換の場」「各連盟からの意見・情報収集の場」とした会議とする。 |
| 3 対 象 | 都道府県連盟・各連盟理事長 |
| 4 内 容 | (1) 議題審議
(2) 連絡・報告事項
(3) その他 |

【9】少林寺拳法の知的財産の保護に関する事業

- 1 各種研修会、講習会、合宿におけるVALUE-LEVEL-UPの講義
- 2 都道府県連盟・各連盟VALUE-LEVEL-UP推進委員との情報共有
- 3 都道府県連盟・各連盟における勉強会の開催支援

【10】 事業課活動の拡充

- 1 少林寺拳法の教材や防具の開発
- 2 インターネットショッピングのリニューアル
- 3 大会及び各種行事等における物品販売や委託販売の促進
- 4 SNS を活用した在庫商品の販売促進